

大阪市条例第79号

大阪市立児童福祉施設条例の一部を改正する条例

大阪市立児童福祉施設条例（昭和39年大阪市条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(使用料の減免) 第5条 [略] [2 略] 3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、市規則で定めるところにより、第3条第4号に定める使用料を減免することができる。 [(1)~(3) 略] (4) 児童の属する世帯の世帯主が母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養している <u>ものである</u> とき [4・5 略]	(使用料の減免) 第5条 [同左] [2 同左] 3 [同左] [(1)~(3) 同左] (4) 児童の属する世帯の世帯主が母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養している <u>もの</u> <u>（児童手当法（昭和46年法律第73号）第5条第1項の規定により児童手当が支給されないものを除く。）</u> であるとき [4・5 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。

(令和6年9月30日揭示済)